

平成19年1月30日(火)

記者提供資料

平成18年分  
所得税、消費税及び贈与税の  
確定申告について

沖縄国税事務所

## 平成 18 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について（概要）

平成 18 年分の確定申告の相談・申告書の受付が県内各税務署で始まります。

- 申告書の受付期間は、次のとおりです。  
また、納税の期限はそれぞれの期間の末日となります。

所得税	平成 19 年 2 月 16 日（金）～3 月 15 日（木）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成 19 年 1 月 4 日（木）～4 月 2 日（月）
贈与税	平成 19 年 2 月 1 日（木）～3 月 15 日（木）

- 沖縄本島の 4 税務署（那覇税務署・北那覇税務署・沖縄税務署・名護税務署）の確定申告会場は、納税者の利便性等を考慮して、庁舎外に設置します。

税 務 署 名	設 置 場 所	設 置 期 間
那 覇 税 務 署 北 那 覇 税 務 署	浦添市産業振興センター・結の街	平成 19 年 2 月 16 日（金） ～3 月 15 日（木）
沖 縄 税 務 署	沖縄商工会議所会館	平成 19 年 2 月 1 日（木） ～4 月 2 日（月）
名 護 税 務 署	港区公民館	平成 19 年 2 月 16 日（金） ～3 月 15 日（木）

※ 沖縄税務署の確定申告会場が変わりました。

※ 那覇税務署・北那覇税務署による合同確定申告会場「浦添市産業振興センター・結の街」の設置期間が昨年とは異なります。

税務署は、通常、土、日曜日及び祝日は閉庁していますが、那覇税務署・北那覇税務署の合同確定申告会場については、2 月 18 日と同 25 日に限り日曜日も、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

※ 庁舎外に「確定申告会場」を設置する那覇税務署・北那覇税務署・沖縄税務署・名護税務署の 4 署においては、庁舎外に確定申告会場が設置される期間中、税務署内には「確定申告会場」を設置していませんのでご注意ください。

- 医療費控除等の還付申告のための「広域還付申告センター」を平成 19 年 2 月 1 日（木）から 2 月 28 日（水）の期間、県庁 1 階県民ホールに設置します。（土、日曜日及び祝日を除く。）〔昨年とは設置期間が異なります。〕

- e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すれば、インターネット等で申告や納税ができます。また、e-Tax の利用時間（送信可能時間）について、確定申告期間中（平成 19 年 2 月 16 日～3 月 15 日）は、24 時間受付を行います。

〔上記以外の期間は、月曜日から金曜日（祝日等を除く）の午前 9 時から午後 9 時まで受付を行います。〕

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が更に便利になりました。（主に次の 3 点）

- ① 「確定申告書等作成コーナー」から直接 e-Tax を通じて申告が可能  
（市町村が発行する公的個人認証サービスの電子証明書が格納された住民基本台帳カードを利用する必要があります。）
- ② 土地及び建物の譲渡所得に係る計算機能の追加
- ③ 贈与税の申告書作成機能の追加

また、同ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に必要な各種情報を提供しています。（アドレス <http://www.nta.go.jp>）

- 所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、振替納税のご利用をお勧めします。

※ 昨年との変更個所を朱書きしてあります。

平成18年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について（記者提供資料）

平成19年 1月  
沖縄国税事務所

- 平成18年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。  
なお、給与所得者の方が医療費控除、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合などの所得税の還付申告は、1月から提出することができます。

【相談・申告書受付期間】

	相談・申告書受付期間
所 得 税	平成19年2月16日(金)～平成19年3月15日(木)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成19年1月4日(木)～平成19年4月2日(月)
贈 与 税	平成19年2月1日(木)～平成19年3月15日(木)

- (注) 1 納税の期限は、それぞれの期間の末日です。  
なお、振替納税をご利用の場合、所得税の振替日は4月20日(金)、消費税及び地方消費税の振替日は4月26日(木)です。  
2 税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。

- ◆ 県内6税務署のうち、沖縄本島の4税務署（那覇税務署・北那覇税務署・沖縄税務署・名護税務署）については、より利便性の高い税務署庁舎外の会場（うち那覇税務署・北那覇税務署については、合同会場となっております。）で確定申告の相談や申告書の受付を行います（別添1）。  
※ 詳しくは、沖縄国税事務所ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。
- ◆ 県庁1階県民ホールにおいてどなたでも利用することができる広域還付申告センターを開設しております（別添2）。
- ◆ 那覇税務署・北那覇税務署の合同署外会場「浦添市産業振興センター・結の街」では、2月18日と25日に限り日曜日も、確定申告の相談や申告書の受付を行います（別添3）。

- 税務署では、できるだけ納税者ご自身に確定申告書を記載していただき、お分かりにならない点があれば、申告書の作成に必要なアドバイスをさせていただき、「自書申告」を推進しています。

このため、申告に関して、次のような「IT」を活用したサービス等を提供しております。

◆ **e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すれば、インターネット等で申告や納税ができます(別添4)。**

- ◇ 本年の所得税の確定申告期間(平成19年2月16日～3月15日)は、土日を含め、24時間e-Taxの受付を行います。
- ◇ e-Taxをご利用される場合は、事前に開始届出書の提出や電子証明書の取得などが必要となります。
- ◇ 電子納税で金融機関の提供するインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用になる場合には、取引されている金融機関と別途契約が必要になりますので、予め金融機関にご確認ください。

◆ **国税庁ホームページでは、「確定申告書等作成コーナー」を提供しています(別添5)。**

本年は、①確定申告書等作成コーナーから直接e-Taxを通じて送信することにより申告が可能になるとともに、②土地及び建物の譲渡所得に係る計算機能、③贈与税申告書作成機能の追加を行いました。

**確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって**

- ◇ 所定の手順に従ってA4サイズの普通紙に印刷すれば、所得税・消費税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書が作成できます。作成した申告書等を添付書類とともに送付すれば、税務署にお越しいただくことなく確定申告が行えます。
- ◇ このコーナーは24時間提供しておりますので、ご都合のよい時にいつでも申告書等を作成することができ、計算誤りはありません。
- ◇ 確定申告書等作成コーナーから直接e-Taxを通じて送信することにより申告するためには、市町村が発行する公的個人認証サービスの電子証明書が格納された住民基本台帳カードを利用する必要があります。  
なお、市町村が発行する住民基本台帳カード以外の電子証明書を利用して、e-Taxを通じ申告を行う場合は、確定申告書等作成コーナーで作成したデータをe-Taxソフトに組み込み、e-Taxを通じて送信することにより申告することができます。

◆ **税務署でも、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを用意しています。**

また、本年は、予約制により「e-Taxコーナー」を設けておりますので、ご利用ください。

なお、パソコン操作が不慣れな方には、簡単・便利なタッチパネルも用意しています。

- ◆ 国税庁ホームページでは、「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に必要な各種情報へスムーズにアクセスできるようにしています。(別添6)

「タックスアンサー」は、税金に関する情報を税目や項目別に提供していますので、是非ご利用ください。また、「所得税の確定申告の手引き」については、より使いやすく改善を図りましたので、所得税の確定申告書の作成の際に参考としてください。

○ その他、以下の点にご注意ください。

- ◆ 申告書の提出前に今一度ご確認を (別添7)

確定申告書の記載事項の誤りや添付書類の提出漏れが多く見受けられます。また、平成18年分の所得税に関しては、以下のような改正が行われております。申告書を提出する前に今一度ご確認をしていただきますようお願いいたします。

なお、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただきますと、計算誤りがなく申告書が作成できます。

**主な改正事項**

◇ 定率減税額が10%、最高12万5千円に変わりました(改正前:20%、最高25万円)。

◇ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、その費用の10%(最高20万円)を住宅耐震改修特別控除として所得税額から控除することとされました。

この控除を受けるためには、地方公共団体の長が発行する「住宅耐震改修証明書」などが必要です。

※住宅耐震改修特別控除は、住宅借入金等特別控除と重ねて受けることができます。

◇ 寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げられました(改正前:1万円)。

◇ 確定申告を要しない少額配当の対象が変わりました。

1回の支払額が次により計算した金額以下である配当等が対象となります。

$10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数 (最高12か月)} \div 12$

※ この改正は、配当等の支払の基準日が平成18年5月1日以後であるものについて適用があります。

※ 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。お近くの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

◆ 平成16年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成18年分の消費税の確定申告が必要です。

平成18年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成16年分の課税売上高が1,000万円を超えていれば、申告の必要がありますのでご注意ください。

◆ 申告書の提出はお早めに

申告書は、e-Taxのほか、郵便や信書便による送付、又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

また、所得税及び贈与税の申告期限間際のため、確定申告会場は大変混雑します。申告書作成にアドバイスを必要とされる方は、お早めにお越しください。

◆ 振替納税のご利用を（別添8）

所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非ご利用ください。

◆ 還付金の受取りは、口座振込のご利用を（別添9）

還付金の受取りは、預貯金口座の振込をご利用ください。

申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者（本人）名義の口座番号等を記入してください。

◆ 税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください（別添10）。

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください。

～お知らせ～ 所得税額及び住民税額について

国税（所得税）から地方税（住民税）への税金の移し替え（3兆円の税源移譲）に伴い、ほとんどの方が、

- ・ 所得税は平成19年分から減り（平成20年2月から3月に行われる確定申告及び平成19年1月以降の源泉徴収）、
  - ・ 住民税は平成19年度分から増える（平成19年6月以降に納付）
- こととなりますが、この税源移譲によって所得税と住民税を合わせた税負担が変わることは基本的にはありません。

ただし、景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

(別添1)

## 署外会場を設置する税務署等

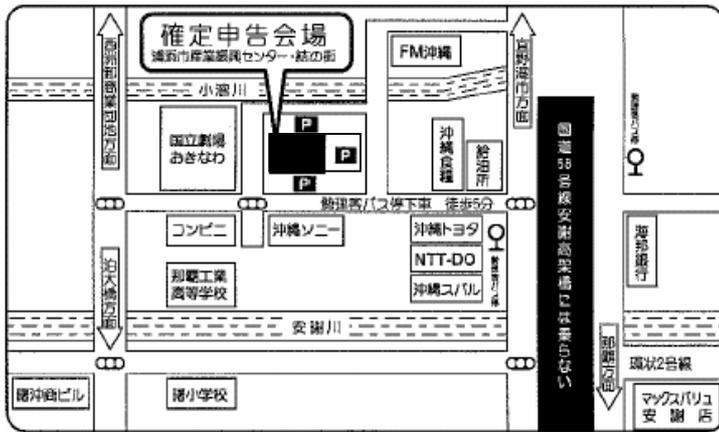
	那覇税務署	北那覇税務署
設置開始年	平成17年分確定申告期から	
会場名	浦添市産業振興センター・結の街	
所在地	浦添市勢理客4-13-1	
最寄りのバス停	勢理客バス停（徒歩5分）	
設置期間	平成19年2月16日から平成19年3月15日まで	
問い合わせ先	098-867-3101	098-877-1324

	沖縄税務署	名護税務署
設置開始年	平成18年分確定申告期から	平成14年分確定申告期から
会場名	沖縄商工会議所会館	港区公民館
所在地	沖縄市中央4-15-20	名護市港2-8-7
最寄りのバス停	胡屋バス停（徒歩10分）	名護市役所前バス停（徒歩5分）
設置期間	平成19年2月1日から 平成19年4月2日まで	平成19年2月16日から 平成19年3月15日まで
問い合わせ先	098-938-0031	0980-52-2700

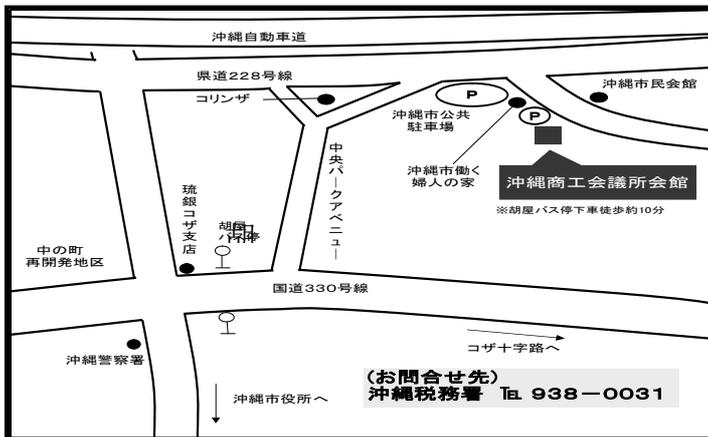
- ※ 沖縄税務署については、平成18年分から「沖縄商工会議所会館」に確定申告会場が変わります。
- ※ 那覇税務署・北那覇税務署の合同確定申告会場「浦添市産業振興センター・結の街」の設置期間が、昨年の「2月1日～3月31日」から今年は「2月16日～3月15日」へと変わります。
- ※ 税務署外において、確定申告会場を設置する上記表に掲げる署においては、設置期間中、税務署内には「確定申告会場」を設置しておりませんので、ご注意ください。

<各署外会場の略図>

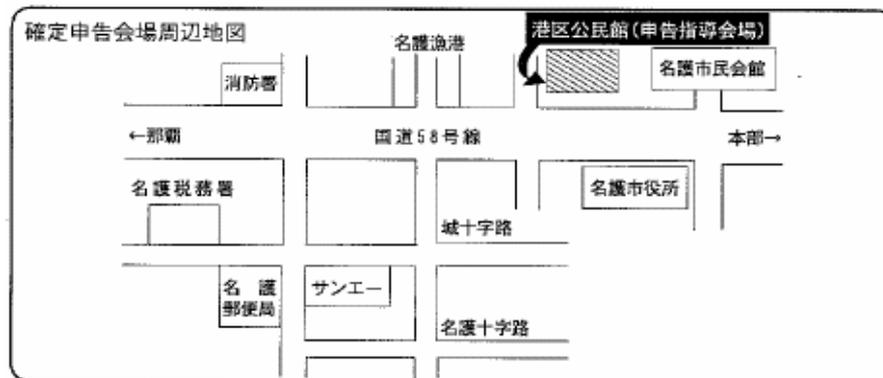
<浦添市産業振興センター・結の街>



<沖縄商工会議所会館>



<港区公民館>



(別添2)

**還付申告センターをご利用ください**

- 県庁1階県民ホールに広域還付申告センターを設置しています。
  - ◆ 設置期間が昨年の「2月16日～3月15日」から今年は「2月1日～2月28日」へと変わります。
  - ◆ 還付申告センターでは、申告書用紙・届出書等の交付、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行っています。
    - ※ 申告書用紙・届出書等は、国税庁ホームページから入手することも可能です。
  - ◆ 住所にかかわらず、どなたでもご利用できますので、是非ご利用ください。
  - ◆ 還付金の受取りには、申告するご本人名義の預貯金口座への振込みのご利用をお願いします。
  - ◆ 設置期間等
    - 設置期間：2月1日（木）～2月28日（水）
    - 開設時間：午前9時～午後4時
    - ※ 土、日曜日及び祝日を除きます。

(別添3)

## 税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施について

平成18年分確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、**那覇税務署・北那覇税務署の合同確定申告会場「浦添市産業振興センター・結の街」**では、**2月18日と25日**に限り日曜日も、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

是非、ご利用ください。

\* 同2日間に限り那覇税務署において、広く県内の納税者の方々からの電話相談にお答えします。（電話番号：098-867-3101）

○ 税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しております。

(別添4)

## イータックス e-Tax(国税電子申告・納税システム)について

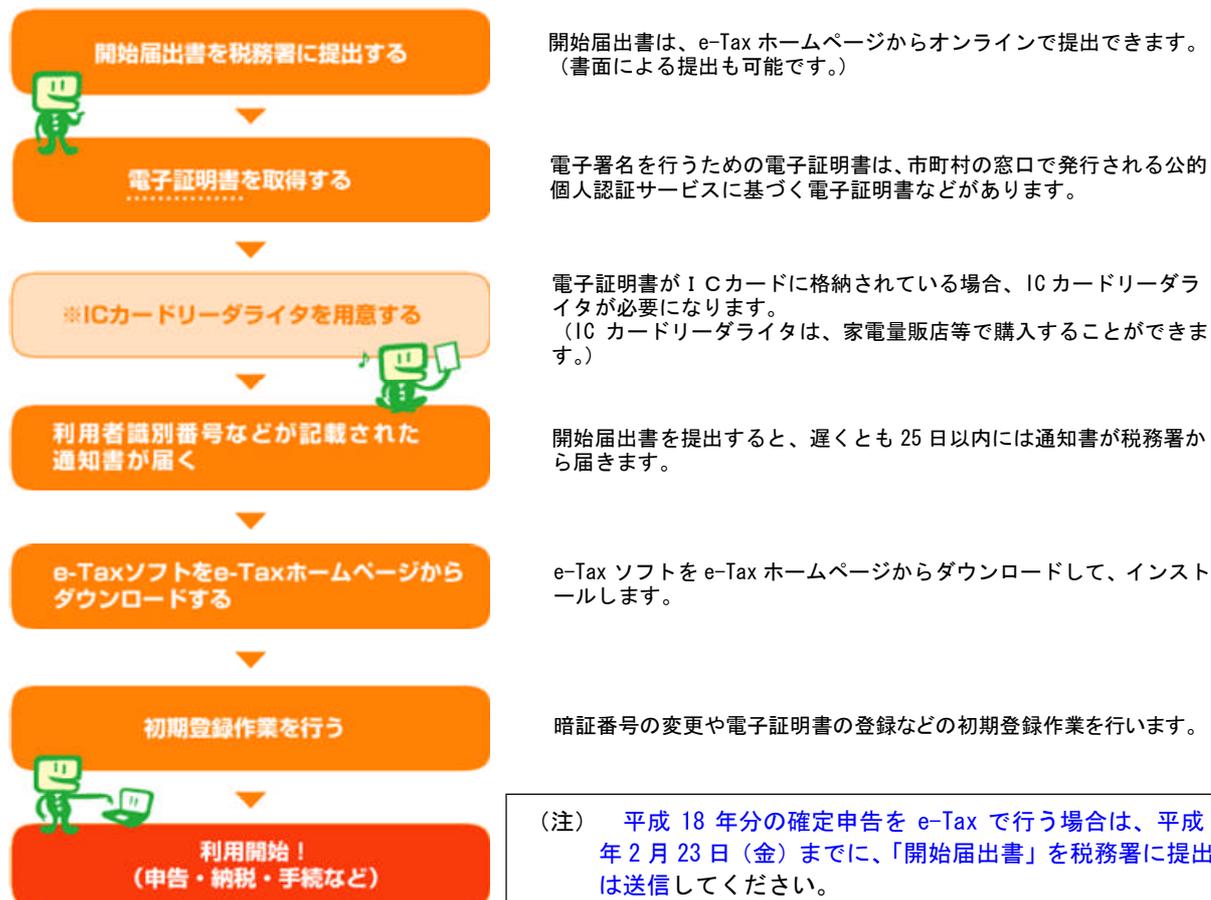
e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネット等を通じて申告・納税ができる便利でうれしいサービスです。

セキュリティは安心・安全！便利なオンラインシステムです。

### ● e-Taxのご利用時間(送信可能時間)

- 所得税の確定申告期間中(平成19年2月16日～3月15日)は、24時間受付を行います。
  - ※ 平成19年2月15日午前9時から3月16日午後9時の間は、メンテナンス等で休止する場合を除き、いつでも申告等データを送信できます。
- 上記以外の期間は、月曜日から金曜日(祝日等を除く)の午前9時から午後9時まで受付を行います。
- 申告等データの作成は、確定申告書等作成コーナーやe-Taxソフトを利用して、24時間、365日いつでも行うことができます。

### ● e-Taxを利用するには



**● 申告書作成は、「確定申告書等作成コーナー」で、  
申告書提出は、「e-Tax」のご利用を！**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等データは、直接e-Taxを通じて送信することにより申告が可能になりました（市町村が発行する公的個人認証サービスの電子証明書が格納された住民基本台帳カードを利用される場合に限ります。）。

なお、市町村が発行する住民基本台帳カード以外の電子証明書を利用して、e-Taxを通じ申告を行う場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等データをe-Taxソフトに組み込み、e-Taxを通じて送信することにより申告が可能です。

**● e-Taxによる申告がより一層便利になりました！**

- 本年から、電子交付された給与所得の源泉徴収票及び特定口座年間取引報告書で、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、源泉徴収義務者等（交付者）の電子署名が付されたものについては、受給者（交付を受ける方）がe-Taxにより確定申告を行う際、その添付書類としてオンライン送信が可能となりました。
- 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わってe-Taxにより申請等を行う場合、その依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略することが可能となりました。

**● e-Taxで還付申告をすると**

- e-Taxを利用して提出された還付申告書については、処理に必要な添付書類が税務署に到着してから3週間程度で還付金を振り込みます。

**● 税務署では、「e-Taxコーナー」を開設しております。**

所得税の確定申告期間中、税務署の相談会場等に「e-Taxコーナー」を設置します。「e-Taxコーナー」では、e-Taxの開始届出書を提出された方で、e-Taxの操作が分からない方等に対して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成からe-Taxへの送信までの一連の操作についてサポートします。

※ 「e-Taxコーナー」は、予約制です。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

もっと詳しい情報は・・・

○ e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

※e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手續等について説明しています。

お問い合わせ・ご不明な点

○ e-Taxヘルプデスク 0570-015901

※利用開始のための手續やe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

ご利用時間

- 平成19年1月29日～3月15日  
月曜日～金曜日の午前9時～午後8時  
2月18日（日）、2月25日（日）の午前9時～午後5時
- 上記以外の期間  
月曜日～金曜日（祝日等を除く）の午前9時～午後5時

(別添5)

## 国税庁ホームページで確定申告書等が作成できます

- パソコンでインターネットをご利用の方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。  
計算誤りもなく、プリンタを使って印刷したものをそのまま税務署に提出できます。

- 皆様からのご要望を踏まえ、機能改善を図り、より一層便利になりました。
- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」から直接 e-Tax を通じて送信することにより申告が可能（市町村が発行する公的個人認証サービスの電子証明書が格納された住民基本台帳カードを利用される方に限ります。）
- ◆ 土地及び建物の譲渡所得に係る計算が可能
- ◆ 贈与税の申告書作成が可能
- ◆ 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書作成が可能

国税庁ホームページのアドレスは、<http://www.nta.go.jp>

### 【確定申告書等作成コーナーの利用イメージ】

#### 所得税

項目	金額(円)	課税される所得金額(5)-(13)	上(21)に対する税額
給与所得	1,000,000		0
公的年金等			0
その他の所得			
配当所得			
雑所得			
控除			
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
障害者控除			
高齢者控除			
寡婦控除			
勤労者控除			
所得控除合計			
課税所得			

#### 消費税

科目	決算額	うち課税取引に係るもの	課税取引に当たらないものの割合
売上収入金額(雑収入を含む)	20,000,000 円		
期首商品棚卸高			
仕入金額			
小計			
期末商品棚卸高			

入力途中でも一時保存が可能

画面に基づき、必要項目を入力

カラープリンタでも

モノクロプリンタでも

作成できる申

添付書類も忘れずに！

送付で！

#### ◆ 所得税の確定申告書

A様式（申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの方で、予定納税額のない方が利用できます。）、B様式（所得の種類にかかわらず、どなたでも利用できます。）のほか、退職所得、土地・建物や株式等の譲渡及び先物取引に係る所得がある方が使用する申告書第三表（分離課税用）に対応しています。

#### ◆ 青色申告決算書等

青色申告決算書及び収支内訳書の一般用、農業所得用、不動産所得用に対応しています。また、青色申告決算書については、現金主義用にも対応しています。

#### ◆ 消費税の確定申告書

個人事業者の方が作成する「消費税及び地方消費税確定申告書」の一般用及び簡易課税用に対応しています。

#### ◆ 贈与税の申告書

財産の贈与を受けた個人の方が作成する「贈与税の申告書」に対応しています。

(注) 確定申告書等作成コーナーをご利用になれば、ほとんどの場合の確定申告書や青色申告決算書等が作成できますが、同じ種類の決算書を2回以上作成する場合など、申告内容によってはご利用いただけない場合があります。

### ご利用に当たってのお願い

○ ご利用に当たっては、次の事項にご留意ください。

- ◆ 印刷する紙は、**A4サイズの普通紙**をお使いください（インクジェット用紙やフォト専用紙は使わないでください。）。
- ◆ 印刷は、カラープリンタのほか、モノクロプリンタでも可能です。
- ◆ 印刷後に正しく印刷できたか確認してください。

### 操作に関するお問い合わせ

○ 確定申告書等作成コーナーヘルプデスク **0570-039157**

- ※ 操作方法に関するご不明な点について説明します。
- ※ 全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

### ご利用時間

- 平成19年1月29日～3月15日  
月曜日～金曜日の午前9時～午後8時  
2月18日（日）、2月25日（日）の午前9時～午後5時
- 上記以外の期間  
月曜日～金曜日（祝日等を除く）の午前9時～午後5時

(別添6)

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に必要な各種情報を提供しています

### 【確定申告特集ページ】



### 所得税の確定申告

所得税の申告手続きのほか、①給与所得のみの方の還付申告手続き（医療費控除・住宅ローン控除）、②年金収入のみの方の申告手続き、③株式を売却した方の申告手続きをご案内しています。

また、申告書用紙や手引きなども入手できます。

### 個人事業者の消費税の確定申告

個人事業者の消費税の申告手続きのご案内のほか、申告書用紙や手引きなども入手できます。

### 贈与税の申告

贈与税の申告手続きのご案内のほか、申告書用紙や申告のしかたなども入手できます。

### タックスアンサー

タックスアンサーは、税金に関する情報を税目や項目別に提供しています（携帯電話でもアクセスできます。）。

## 正しい申告と納税を

- 従来から正しい申告と納税が行われるよう積極的に広報を行っておりますが、提出された申告書を見るといろいろな誤りや添付書類の提出漏れが見受けられます。
  - ◆ 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の重複適用はできません。
  - ◆ 「定率減税額」欄の記載漏れはありませんか？
  - ◆ 「基礎控除」欄の記載漏れはありませんか？
  - ◆ 給与所得や年金収入のある方は、「源泉徴収票」(原本)を添付する必要があります。
  - ◆ 医療費控除を受ける場合、医師などの領収書等を添付又は提示する必要があります。
  - ◆ 住宅借入金等特別控除を受ける場合、登記事項証明書などを添付する必要があります。
- 譲渡所得については、各種の特例制度が設けられており、制度の改正も度々行われていることから、誤りがないように「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」などを参考に申告していただくようお願いします。また、ご不明な点がありましたら、税務署や税務相談室にお尋ねください。
- 納税はe-Taxによるほか、全国の郵便局、銀行、信用金庫の窓口で行うことができます。
- 正しい申告と納税が期限内に行われなかった場合には、加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。  
なお、期限内に納税が行われない場合、延滞税がかかるだけでなく、財産の差押など滞納処分を受ける場合があります。
- 税務署から電話連絡する場合がありますので、申告書には、日中連絡がとれる電話番号を正確に記載願います。  
税務職員が、納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。税務署から還付金受取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作等を求めることはありませんのでご注意ください。
- 税理士でない者が税理士業務を行うことは、法律により禁止されていますので、税務相談や申告書の作成について依頼される場合は、登録のある税理士へご相談ください。

**振替納税をご利用ください。**

- 振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な制度です。振替納税を利用することで、納税者の皆様には、現金を持ち歩かなくとも済む、うっかり納税の期限を忘れる心配がないというメリットがあります。

～ 振替納税を利用するには ～

振替納税を利用する場合には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、最寄りの税務署に提出してください。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成された方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の作成ができます。また、国税庁ホームページで作成してダウンロードすることもできます。

- (注) 1 振替納税の利用届出書は、納期限までに提出していただく必要があります。
- 2 税目ごとに手続が必要なため、既に申告所得税について振替納税を利用している方でも、消費税についても利用される場合は、改めて手続が必要となります。
  - 3 転居等により申告書の提出先の税務署が変更になった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

所得税と消費税及び地方消費税の確定申告分の納付期限等

- 所得税
  - 納期限 平成 19 年 3 月 15 日 (木)
  - 振替日 平成 19 年 4 月 20 日 (金)
- 消費税及び地方消費税
  - 納期限 平成 19 年 4 月 2 日 (月)
  - 振替日 平成 19 年 4 月 26 日 (木)

# 国税還付金の受取りは 便利な口座振込のご利用を!!

## 口座振込のメリット

受取りのために金融機関窓口へ出向く手間がありません。

- 通帳へ自動入金されます。(振込内容が通帳で確認できます。)
- 受取りをうっかり忘れる心配がありません。

通帳やキャッシュカードで引き出せます。

全国の金融機関を利用できます。

※ 一部のインターネット専業銀行は利用できない場合があります。

## 還付される税金の振込みによる受取方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

- **銀行等の口座への振込み**の場合の記載例  
(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名 〇〇〇〇	銀行種別 金庫・組合 廣協・漁協	支店名 △△△△△	本店・支店 本所・支所					
	郵便局	預金種類	普通	当座					
	口座番号 記号番号	1	2	3	4	5	6	7	

該当欄に○印を記入してください(総合口座は「普通」)。

- **郵便貯金口座への振込み**の場合の記載例  
(所得税確定申告書の場合)

郵便局名は記入不要です。

「は・る・る」口座の記号及び番号を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名	銀行種別	支店名	本店・支店											
	郵便局	預金種類	普通	当座											
	口座番号 記号番号	1	2	3	4	0	-	1	2	3	4	5	6	7	1

記号(5桁)

番号(2~8桁)

(注) 還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。



国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。

インターネットを利用して国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができます。

詳しい情報はe-Taxホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

(国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>)

お問い合わせ・ご不明な点はe-Taxヘルプデスクへ ☎0570-015901



国税庁・国税局・税務署



# 税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください!

CHECK!

還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。



電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています!

CHECK!

納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。



国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています!

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

